広島市東区選挙管理委員会告示第19号 令和7年10月23日

令和7年11月9日執行の広島県知事選挙における投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市東区選挙管理委員会 委員長 佐々木 和 宏